

## 住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業公募要領

### 1 事業の趣旨

今後、高齢化等により空き家の増加が見込まれる郊外型住宅団地における既存住宅の流通・活用を促進するため、住宅所有者への住宅の流通・活用等に関する情報提供や相談対応、宅地建物取引業者・リフォーム業者等の関係事業者の紹介等を行うモデル的な取組を支援する。

### 2 事業内容

空き家が現に発生し、また、発生が見込まれる郊外型住宅団地において、空き家等の流通を促進し、地域の活力維持・再生を図るため、民間事業者等が行う、消費者が安心してこれらの住宅を取得し、又は賃貸化できるようにするためのコーディネート等の取組を行い、既存住宅の活用・流通を促進する事業について公募を行い、先導性、普及性の高い優れた事業を応募した者に対して、予算の範囲内において、国が当該事業の実施に要する費用を補助します。

#### 2.1 提案事業の要件

提案事業は、郊外型住宅団地において既存住宅の流通を促進するための取組であって、次の(a)から(f)の全ての要件に該当するものであることが必要となります。

(要件)

(a) 現に空き家が発生し、又は発生が見込まれる郊外の住宅団地を対象とするものであること

※ 対象住宅団地の区域を明らかにして事業提案を行ってください。

※ 既存住宅の売買・賃貸化による流通・活用を促進する対象は持ち家であることから、賃貸住宅のみの住宅団地は対象にはなりません。持ち家と賃貸住宅が混在している住宅団地において、賃貸住宅を活用した住み替えと持ち家の流通を組み合わせた取組等の提案は可能です。

※ 現に中古住宅が活発に流通している市場性の高い住宅団地や現に空き家が多数発生している住宅団地など、本事業を実施してもその効果発現の可能性が低いと見込まれる住宅団地を対象とする提案応募については評価されません。

(b) 現に空き家となっている住宅及び現に居住者のある住宅のうち住み替え等の意向があるもの(以下「空き家等」という。)について、売買又は賃貸化により流通・活用を図るため、住宅の流通・活用に関する知識・経験を有する宅地建物取引業者、地方住宅供給公社、NPO等又はこれらの者を構成員に含む協議会が①に掲

げる取組を行うものであること。あわせて住宅所有者の意向や団地における必要性等に応じて、②又は③に掲げる取組を行うものであること。

- ① 事業対象区域内の住宅の利活用実態の把握及び住み替えや住宅の流通・活用に関する情報の提供、相談への対応と住宅の利活用に関する意向の把握を行うとともに、当該住宅団地における商業、サービス業等の生活利便サービスや子育て支援、介護支援等の生活支援関連サービスに対するニーズを調査・把握すること
  - ② 住宅所有者が売買又は賃貸化の意思を示した住宅について、その売買又は賃貸化に資する取組として次に例示する取組を行うこと
    - 1) 住宅所有者の了解を得て、当該住宅の不具合や劣化の現況を把握するために既存住宅インスペクションを実施すること
    - 2) 住宅所有者に宅地建物取引業者、不動産管理業者や住み替え支援事業者等を紹介すること
    - 3) リフォーム工事を希望する住宅所有者又は住宅取得希望者等の求めに応じて、リフォームに関する相談に対応するとともに、リフォーム事業者を紹介すること（リフォーム事業者はリフォーム瑕疵保険登録事業者とする）
    - 4) 上記の他、売買又は賃貸化に資する取組
  - ③ ①の調査の結果、当該住宅団地において必要とされるサービスがあると認められた場合、当該サービス提供事業者を誘致する取組
- (c) 空き家等を売買又は賃貸化するに当たっては以下によること
- ① 既存住宅インスペクションの結果を明らかにすること
  - ② 物件情報を提供するインターネットサイト等を通じて広く周知した上で売買等の手続き等を開始すること
  - ③ 2.4(c)のリフォーム工事に対する補助を受ける場合にあっては、リフォーム瑕疵保険に加入するものであること。当該住宅が売買されるものである場合には既存住宅売買瑕疵保険又は引渡後リフォーム型既存住宅売買瑕疵保険（買主がリフォームの施主となる場合）に加入するものであること。
- (d) 補助期間終了後も継続的な取組を予定しており、補助期間終了後3年間は取組や地区の状況等を報告するものであること
- (e) 他の同様の地区への波及効果が期待される先導性又は普及性を有するものであること
- (f) 事業の成果を広く公表し、普及を図るものであること

## 2.2 対象事業者

### (1) 提案申請者（事業を提案し、応募する者）

提案申請者は、2.1(b)に掲げられた取組（以下「コーディネート」という。）を実施する者（以下「コーディネーター」という。）とします。コーディネーターを含むグループ、協議会等による提案も可能です。提案者は、次の(a)から(c)の全ての要件に該当するものであることが必要となります。

- (a) 事業を遂行することが可能であると認められる体制（住宅の流通・リフォームや資産活用に関する知識や実務経験を有している者）、経理的基礎、事業実績又は活動実績等を有していること
- (b) 補助期間終了後も継続的に事業に取り組むことが可能であると認められるものであること
- (c) グループ等の場合にあつては、代表者が明確で団体としての意志決定システムが確立しており、かつ、目的、活動・事業の種類に関する事項等が記載された規約等が策定・締結されていること（事業着手までに策定・締結されるものを含む。）

## 2.3 助成期間等提案応募上の留意事項

提案応募は、平成26年度から平成27年度の2箇年間の範囲で事業計画を立案し、応募することができます。

複数年度に跨る事業の場合、提案応募は初年度に行うこととし、提案応募に際しては応募する事業期間に応じた全体計画及び年度計画を提出していただきます。その場合、各年度においては少なくとも2.1(b)①の取組を実施する計画であることが必要です。

また、提案応募に当たっては、団地内の住宅の流通・活用に係る目標等本事業の実施を通じて実現しようとする具体的な目標を明らかにして応募してください。

### (注意)

複数年度の事業計画で応募・採択することとなるが、補助事業についてはあくまでも単年度の実施であり、後年度の補助金交付を確約するものではない。

## 2.4 補助金を受け取ることができる者及びその額

補助金を受け取ることができる者及びその補助金の限度額は、次の(a)から(d)に掲げるものとします。また、(a)から(d)の補助金の額の合計で5,000万円/地区・年を上限とします。ただし、応募内容、採択及び予算の状況を踏まえ、交付申請額を下回る額で補助金の額を決定することがあります。

また、補助金を受け取ることができる者は以下に掲げるとおりとしますが、補助金は、提案応募において位置付けられた代表提案者に対してまとめて交付しますので、代表提案者と補助金を受け取ることができる者が異なる場合には両者の間で補助金の

受取に関する規約を定めていただきます。

(a) コーディネートに要する費用

(補助金を受け取ることができる者)

コーディネーター (提案申請者に限る。)

(補助対象経費)

コーディネート業務の実施に係る人件費、委託費、需用費等

※ コーディネート業務の範囲は2.1(b)に掲げる内容を基本とし、その他個別の業務については提案内容にて審査します。

(補助金の額)

コーディネート業務に要した費用と年度当たり 2,000 万円のいずれか少ない額  
(コーディネーターが複数の場合であっても 2,000 万円を上限とする。)

(b) 既存住宅インスペクションに要する費用

(補助金を受け取ることができる者)

コーディネーター

(補助対象経費)

既存住宅インスペクションを実施する検査事業者 (既存住宅売買瑕疵保険の検査事業者として登録された者に限る。) に対して支払うインスペクション業務に係る委託費

(補助金の額)

既存住宅インスペクションに係る業務委託費と 1 戸当たり 10 万円のいずれか少ない額

(c) 売買又は賃貸化される住宅に係る耐震、防水、省エネ又はバリアフリーのいずれかに係る改修を含むリフォーム工事費

(補助金を受け取ることができる者)

原則としてリフォーム工事の施主

《注意事項》

- ・ 売買の場合であって売主がリフォーム工事を実施して譲渡する場合には、買主を補助金の受取人とするか、補助金相当額を譲渡代金から控除するか売買の当事者間で規約を取り決めるものとする。
- ・ 賃貸化する場合にあつては、住宅所有者又は住宅所有者の承諾を得てリフォーム工事を実施する住宅管理者若しくは借入人のいずれであっても可とするが、住宅所有者以外が実施する場合には原状回復が不要である旨の住宅所有者の承諾をあわせて得られたものに限る。

(補助対象経費)

次のいずれかの工事内容を含むものであつて、かつ、リフォーム瑕疵保険に加

入するリフォーム工事に係る費用

- ・ 2.1(b)④の検査結果として、耐震性又は防水性に関して指摘された箇所を補修等するための工事
- ・ バリアフリー化するための改修工事
- ・ 省エネルギー化するために実施する躯体又は窓の断熱性向上のための改修工事又は一定の高効率設備機器の設置に係る工事

(補助金の額)

リフォーム工事費に1/3を乗じて得た額と1戸当たり100万円のいずれか少ない額

(d) 2.1(b)③で必要とされたサービスを提供する生活利便施設の整備費

(補助金を受け取ることができる者)

生活利便施設を整備する者

(補助対象経費)

2.1(b)③により導入の必要性が認められた生活利便施設の整備に要する費用(用地取得及び賃借等に係る費用を除く。)

(補助金の額)

生活利便施設の整備に要する費用に1/3を乗じて得た額と1施設当たり500万円のいずれか少ない額

### 3 事業の実施方法

#### 3.1 提案公募

本事業の補助金を受けるためには、まず、本募集要領に従い、国土交通省が行う提案公募に応募し、補助対象事業として選定される必要があります。

#### 3.2 審査方法

外部有識者等からなる評価委員会において評価します。

#### 3.3 審査基準

以下の(1)から(3)までの視点により総合的に審査

##### (1) 事業の適切性

本事業を踏まえた取組の継続等により、補助期間後の継続的・自立的な既存住宅流通の実現が見込まれる等の事業計画の適切性について審査

##### (2) 事業の実現可能性

事業を実施するために必要な体制、資金等に係る計画など当該事業の実現可能性について審査

(3) 中古住宅流通・リフォーム市場の環境整備への効果

提案された事業計画で実現された取組が他の同様の地域への波及効果を期待できる先導性又は普及性を有するものかについて審査

(4) その他の事項

上記(1)から(3)に掲げる評価に加えて、以下に掲げる事項を含む提案について高く評価するものであること

- ①当該住宅団地の存する地方公共団体との連携や地方公共団体の推薦
- ②団地居住者の安心・継続的な居住に資する取組や団地の魅力向上に向けた活動等に関する提案

### 3.4 審査結果

評価委員会の評価を受けて、国土交通省が選定事業を決定し、応募者に通知します。

### 3.5 補助金交付

選定結果の通知時に交付申請の手続き等についてお知らせします。補助金の交付を受けるためには本節の内容に従い交付申請等の手続きを行う必要があります。

(1) 交付申請

交付申請は国土交通省が定めた期間に行っていただきます。なお、この交付申請がなされないと選定された事業であっても補助金が交付されませんのでご注意ください。

また、補助金は代表提案者である補助事業者（グループ等の場合は代表者である法人又は規約等に基づき会計を管理する法人（事務局等）でも可）に一括して振り込まれますので、他の補助金を受け取ることができる者との補助金の受取に関する規約を作成して提出していただきます。（再掲）

国は、補助金の受取に関するトラブルに関して一切責任を負いません。当事者間で処理していただくこととなります。

(2) 交付決定

交付申請を受け、国土交通省においては、以下の事項等について審査し交付決定を行います。交付決定の結果については、交付要綱に従って申請者に通知します。

- ・ 交付申請の内容が選定された内容に適合していること。
- ・ 補助事業の内容が、交付要綱及び募集要領の要件を満たしていること。
- ・ 補助対象費用には、国から他の補助金（負担金、利子補給金並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（適正化法）第2条第4項第1号に掲げる給付金及び同項第2号の掲げる資金を含む。）の対象費用は含まないこと。

(3) 補助事業の計画変更について

補助を受けた者は、やむを得ない事情により、次の①又は②を行おうとする場合には、あらかじめ、国土交通大臣の承認を得る必要があります。



- ①補助事業の内容又は補助事業に要する経費の配分の変更をしようとする場合
- ②補助事業を中止し、又は廃止する場合

また、やむを得ない事情により、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに国土交通省に報告し、その指示に従っていただきます。

このような手続きを行わず、予定していた検証がとりやめになる場合など計画内容に変更があり選定されたプロジェクトと異なるものとなったと判断されたものについては、補助の対象となりませんのでご注意ください。また、すでに補助金が交付されている場合には、補助金返還を求めることがありますのでご注意ください。

#### (4) 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業が完了したときは、選定時に別に指定する手続きに従い「補助事業実績報告書」を提出していただく必要があります。

国土交通省は、「補助事業実績報告書」を受領した後、交付申請の内容に沿ってプロジェクトが実施されたか書類の審査を行うとともに、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、支払いの手続きを行います。平成26年度の事業については、支払いは、原則として平成27年4月末となる予定です。支払いは、補助事業者指定された銀行等の口座に振り込むことにより行います。

### 3.6 事業中及び事業完了後の留意点

#### (1) 取得財産等の管理について

補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し（善管注意義務）、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を行ってください。

補助を受けた者は、設計費・建設工事費にかかるものを除き、取得価格及び効用の増加した価格が単価50万円以上のものについては、大臣の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、大臣の承認を得て当該財産を処分したことにより収入があった場合には、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国土交通省に納付させることがあります。

#### (2) 交付決定の取消、補助金の返還、罰則等について

万一、交付規程に違反する行為がなされた場合、次の措置が講じられ得ることに留意してください。

- ①適正化法第17条の規定による交付決定の取消、第18条の規定による補助金等の返還及び第19条第1項の規定による加算金の納付。
- ②適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- ③相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わないこと。

### (3) 実績の報告

事業の選定を受けた者は、3.5(4)の実績報告とは別に、補助事業実施後3年間は、取組みの状況、対象地区の状況等補助事業後の経過報告をしていただく必要があります。その際、事業の成果を踏まえ、既存住宅の流通・活用の促進に関する諸制度に対する意見・提案を求めることがあります。

### (4) 普及・啓発、アンケート・ヒアリングへの協力

補助を受けた者は、本事業の成果報告等に係るシンポジウムの参画等普及啓発に協力していただくことがあります。また、既存住宅の流通・活用の促進等に関するアンケート、ヒアリングその他の調査に協力していただくことがあります。

### (5) 情報の提供

補助を受けた者は、自社のホームページ等を活用し、情報提供に努めることとします。また、この情報については、国土交通省に適宜提供をいただきます。国土交通省は、必要に応じ作成するホームページでリンクを張る等情報提供を行うこととします。

また、ホームページに情報を掲載することが困難な事業者については、別途報告等を求めることがあります。

### (6) その他

この募集要領によるほか、補助金の交付等に関しては、次の各号に定めるところにより行う必要があります。

- 一 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)
- 二 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)
- 三 国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年内閣府・建設省令第9号)
- 四 補助事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年3月12日付け建設省会発第74号建設事務次官通達)
- 五 公営住宅建設事業等における残存物件の取扱いについて(昭和34年4月15日付け建設省住発第120号住宅局長通達)
- 六 住宅局所管補助事業の附帯事務費等の使途基準について(平成7年11月20日付け建設省住総発172号住宅局長通知)
- 七 建設省所管補助事業における食料費の支出について(平成7年11月20日付け建設省会発第641号建設事務次官通知)
- 八 住宅局所管補助事業等における消費税相当額の取扱いについて(平成17年9月1日付け国住総第37号住宅局長通知)
- 九 住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱(平成25年4月1日付け国住生第844号)
- 十 その他関連通知等に定めるもの



## 4 情報の取扱等について

### 4.1 情報の公開・活用について

#### (1) プレス発表等について

選定決定後、選定された事業については事業名、提案者、事業概要等をプレス発表し、併せて国土交通省のホームページに掲載します。

#### (2) 事業等の公表

普及促進を目的に広くモデル事業の成果について紹介するため、シンポジウム、パンフレット、ホームページ等に提案内容、報告された内容に関する情報を使用することがあります。

この場合、応募書類等に記載された内容について、事業者の財産上の利益、競争上の地位等を不当に害するおそれのある部分については、当該事業者が申し出た場合は原則公開しません。

### 4.2 個人情報の利用目的

取得した個人情報については、申請に係る事務処理に利用する他、セミナー、シンポジウム、アンケート等の調査について利用することがあります。

また、同一の提案に対し国から他の補助金を受けていないかを調査するために利用することがあります。

## 5 応募方法

### 5.1 公募期間

平成26年4月16日（水）～平成26年5月16日（金） 18時00分まで

### 5.2 問い合わせ先及び応募書類の提出先

<問い合わせ先：国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室>

F A X : 03-5253-1629

メールアドレス : okumura-h2x9@mlit.go.jp

電話番号 : 03-5253-8111 (内線39432, 39445)

<提出先：国土交通省住宅局住宅生産課住宅瑕疵担保対策室>

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

(注意)

件名には「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」と記載願います。

### 5.3 提出方法

郵送とします。応募者に対して受け取った旨の連絡はしませんので、申込者自身で確認できる方法（配達記録郵便等）で申し込みしてください。

郵送時は、必ず宛先に「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業担当」及び「応募書類在中」を記入してください。

### 5.4 提出書類

提案をしようとする者は、公募期間中に応募様式に従って、必要部数5部を揃えて提出してください。

なお、対象団地に関して、次に掲げるものをご用意ください。

- ① 対象団地に関する図面で、都道府県内での立地、鉄道の最寄駅との位置関係がわかるもの及び近隣の生活利便施設等がわかるもの
  - ② 対象団地の現況がわかる写真（数枚）にそれに関するコメントを付したもの
- また、応募様式(WORD 文書)及び上記①②に関しては、電子データをあわせて提出してください（電子メールによる送信で可）。

# 住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業

応募様式

【平成26年度】

平成26年4月

平成 年 月 日

国土交通大臣 殿

住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業  
提案申請書

以下の内容により、住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業の提案を申請します。

住宅団地名 : \_\_\_\_\_

(代表提案者) 住 所  
〒

電話番号

提案団体名

代 表 者

印

## ①フェイスシート(1/2)

(該当する□を■としてください)

住宅団地名							
モデル事業の概要	対象地区の概要	住宅及び生活利便施設等の現況	対象住宅団地の概要		所在地		
			公共交通機関		(鉄道：最寄り駅名・距離・時間) (バス：バス路線名・接続駅名・運行本数/日)		
		住宅	建て方別	戸建て住宅		共同住宅	
			所有別	持ち家	借家	持ち家	借家
			住戸数	戸	戸	棟戸	棟戸
			持ち家の流通量 (売買戸数)	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
				戸	戸	戸	戸
		生活利便施設等の現況についてはフェイスシート(2/2)に記述					
		事業計画	事業費概算総額		百万円	うち補助要望額*	百万円
			事業実施期間		平成 年 月 ~ 平成 年 月		
事業工程							
事業主体		法人名称等		本事業における主な役割			
代表提案者							
共同提案者 (グループ等の場合) □あり □なし	①						
	②						
	③						
	④						
	⑤						
補助事業者(予定) (補助金交付に際しての代表者)							
地方公共団体やその施策との連携・推薦		連携(□あり □なし)		推薦(□あり □なし)			

※ 様式7(7)補助要望額総計(複数年度合計額)と同じとなるようにご注意ください。

## ①フェイスシート(2/2)

(該当する口を■としてください)

住宅団地名						
対象地区の現況	生活利便施設等の現況(現状把握している主なもの)	用途	施設名称	規模		
		小売り・サービス				
		医療				
		子育て支援				
		教育(小中学校)				
		福祉				
対象地区の整備当時の概況	対象住宅団地の概要	団地名称				
		団地整備期間	年度	～	年度	
		分譲期間	年度	～	年度	
		開発主体				
	住宅	建て方別	戸建て住宅		共同住宅	
		所有別	持ち家	借家	持ち家	借家
		住戸数	戸	戸	棟戸	棟戸
	主要な公共公益施設 ※生活利便施設等に該当するものを除く		施設の名称・種類			現存
		①				<input type="checkbox"/>
		②				<input type="checkbox"/>
		③				<input type="checkbox"/>
		④				<input type="checkbox"/>
⑤					<input type="checkbox"/>	

注 住宅団地の位置図や概況図など、対象地区の具体的な内容が分かる図面を提出して下さい。



## ②事業の概要 (1/2)

住宅団地名	
対象住宅団地の概況	①居住者の現況
	②空き家の発生状況・発生見通し
	③持ち家の流通状況(件数、取引価格等)
事業の実現可能性等	①対象住宅団地における事業実施効果の発現見込み(対象地区のポテンシャル、可能性等)
	②中古住宅流通上の課題(認識している内容)
取組の目的・方向	①取組の目的・方向
	②取組の目標(住宅の売買・活用等に関する目標、住宅団地の活性化に関する目標等)
	③-1 平成 26 年度の取組内容
	③-2 平成 27 年度の取組内容

※ 記入欄のスペースは適宜調整の上、ご記入ください



③アピールポイント

住宅団地名		
	特 徴	アピールポイント
先導性・モデル性の保有	<input type="checkbox"/> 課題への的確な解決方策	
	<input type="checkbox"/> 総合的・継続的な推進体制	
	<input type="checkbox"/> 優れた普及可能性	
	<input type="checkbox"/> 確実または多様な事業効果	
	<input type="checkbox"/> その他 団地居住者の安心・継続的な居住に資する取組や団地の魅力向上に向けた活動等に関する提案等	
事業成果の公開 (情報提供及び普及)		

※ 記入欄のスペースは適宜調整の上、ご記入ください

## ④事業実施体制（提案者の概要）

## □提案者の概要※

代表提案者名	
住所 代表者名	〒  印
代表提案者が保有する資格・免許等	
事務連絡先	氏名 所属・役職 住所 〒 TEL・FAX E-Mail
提案者の構成	<input type="checkbox"/> 代表提案者のみ <input type="checkbox"/> 共同提案者（組織数： ）を含む

※共同提案者を含め、各提案者について、モデル事業との関連においてどのような活動を行う組織であるかを明らかにする資料(定款、設立趣意書など)がある場合は、添付してください。

## □共同提案者一覧表

No.	組織名称	代表者氏名	事業における役割（主な整備・活動事項）
1			
2			
3			
4			
5			

## □事業実施体制図

--

④事業実施体制（コーディネート業務を実施する者の類似の実績）

コーディネート業務を実施する提案者の類似の事業実績

提案者名	実施期間	実施箇所	事業概要

## ④事業実施体制（共同提案者の概要）

## □共同提案者の概要

共同提案者 No.	
共同提案者名	
住 所 電話番号 代表者名	〒 TEL  印
共同提案者が保有する 資格・免許等	
事業実施体制における位置づけ	
共同提案者 No.	
共同提案者名	
住 所 電話番号 代表者名	〒 TEL  印
共同提案者が保有する 資格・免許等	
事業実施体制における位置づけ	



## ⑤事業費及び補助要望額

住宅団地名	
-------	--

(単位：千円)

項目		平成 26 年度	平成 27 年度	総額
(1)コーディネート費用 〈補助率:1/1〉 (限度額 20,000 千円/年)	事業費 A			
	補助金 a			
(2)インスペクション費用 〈補助率:1/1〉 (限度額 100 千円/戸)	事業費 B			
	補助金 b			
(3)リフォーム工事等費用 〈補助率:1/3〉 (限度額 1,000 千円/戸)	事業費 C			
	補助金 c			
(4)生活利便施設整備費用 〈補助率:1/3〉 (限度額 5,000 千円/施設)	事業費 D			
	補助金 d			
事業費計	A+B+C+D			
補助要望額計	a+b+c+d			

\* 補助要望額が1地区・年度あたりの補助額の上限(5,000万円)超及び各項目における補助額の上限超とならないようにしてください。

## □本提案以外の補助事業への応募状況(補助要望額の重複)

今回補助対象となるものを、他の補助金に応募(申請)している場合は、その申請している補助金の名称を必ず記入してください。また、他の補助金に応募(申請)していても、補助対象となる範囲が異なる場合には、他の補助の名称と補助対象範囲の考え方を記入して下さい。

他の補助事業への応募	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
応募事業の名称	
応募補助事業の内容 (本事業との補助対象の 区分の考え方)	
補助対象額(重複分)	